

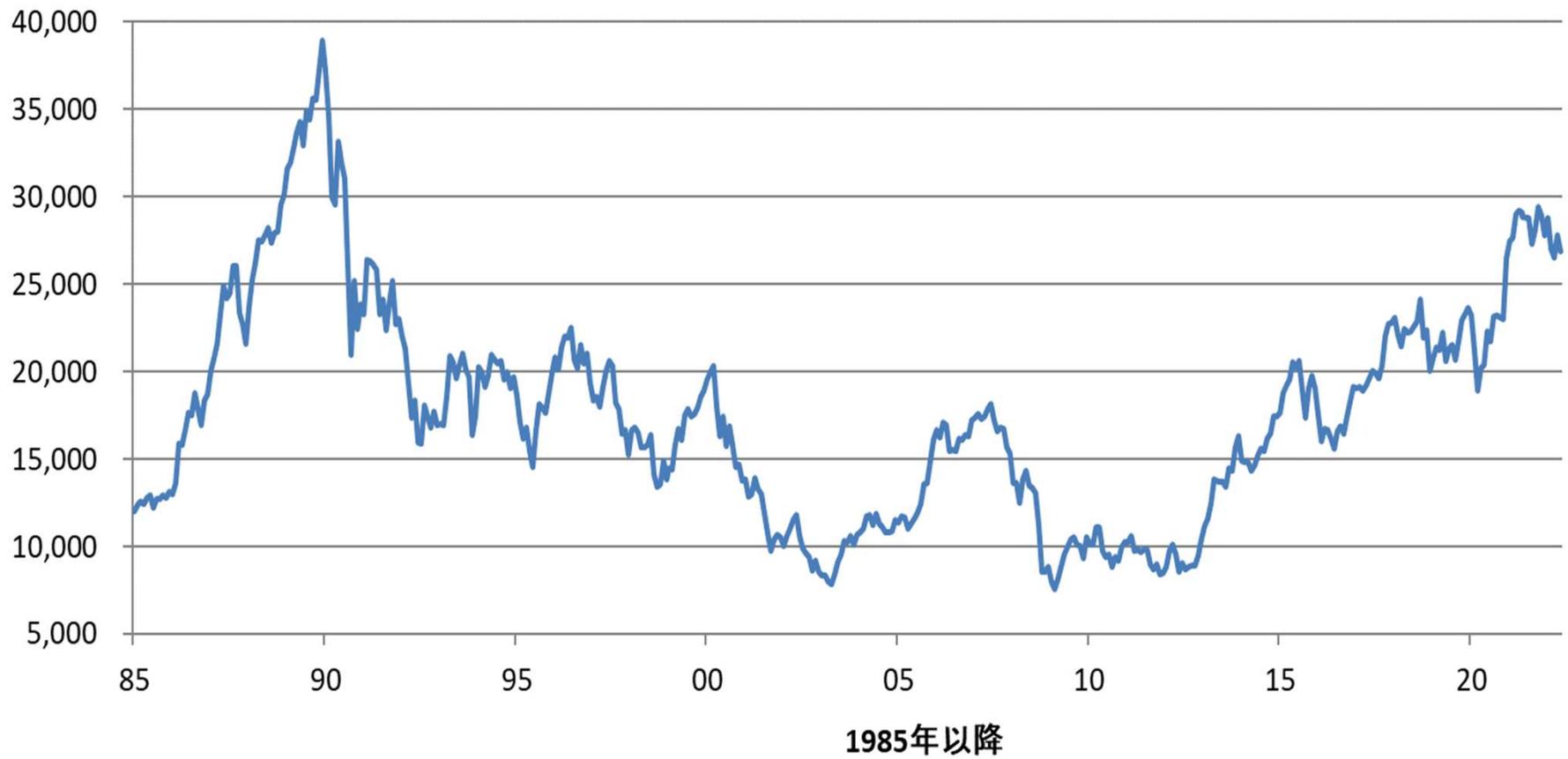
# 2023年3月期の決算上の留意点

2023年3月28日

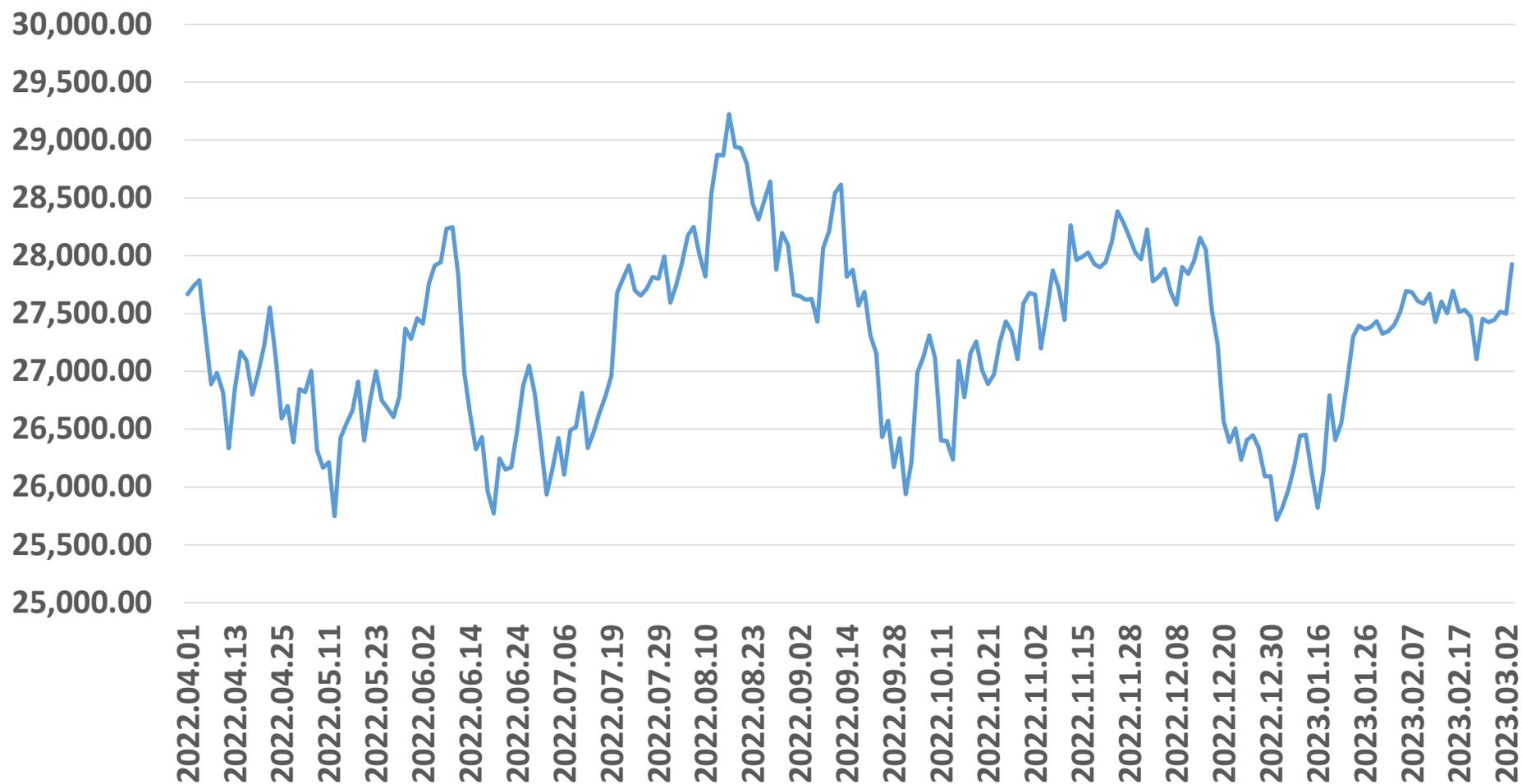
中 島 康 晴

# 經濟情勢(1985年~現在)

日經平均株価 [円]

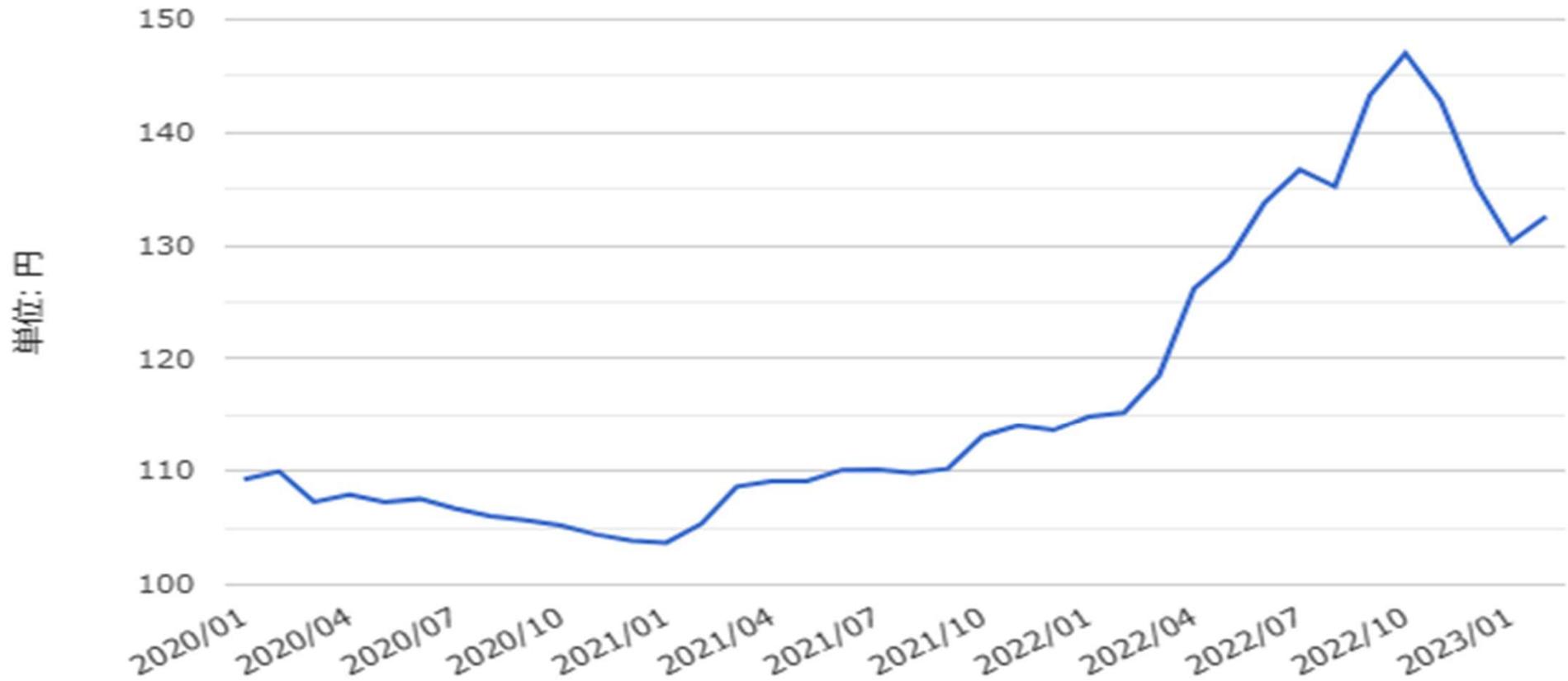


## 日経平均株価の推移(1年間)

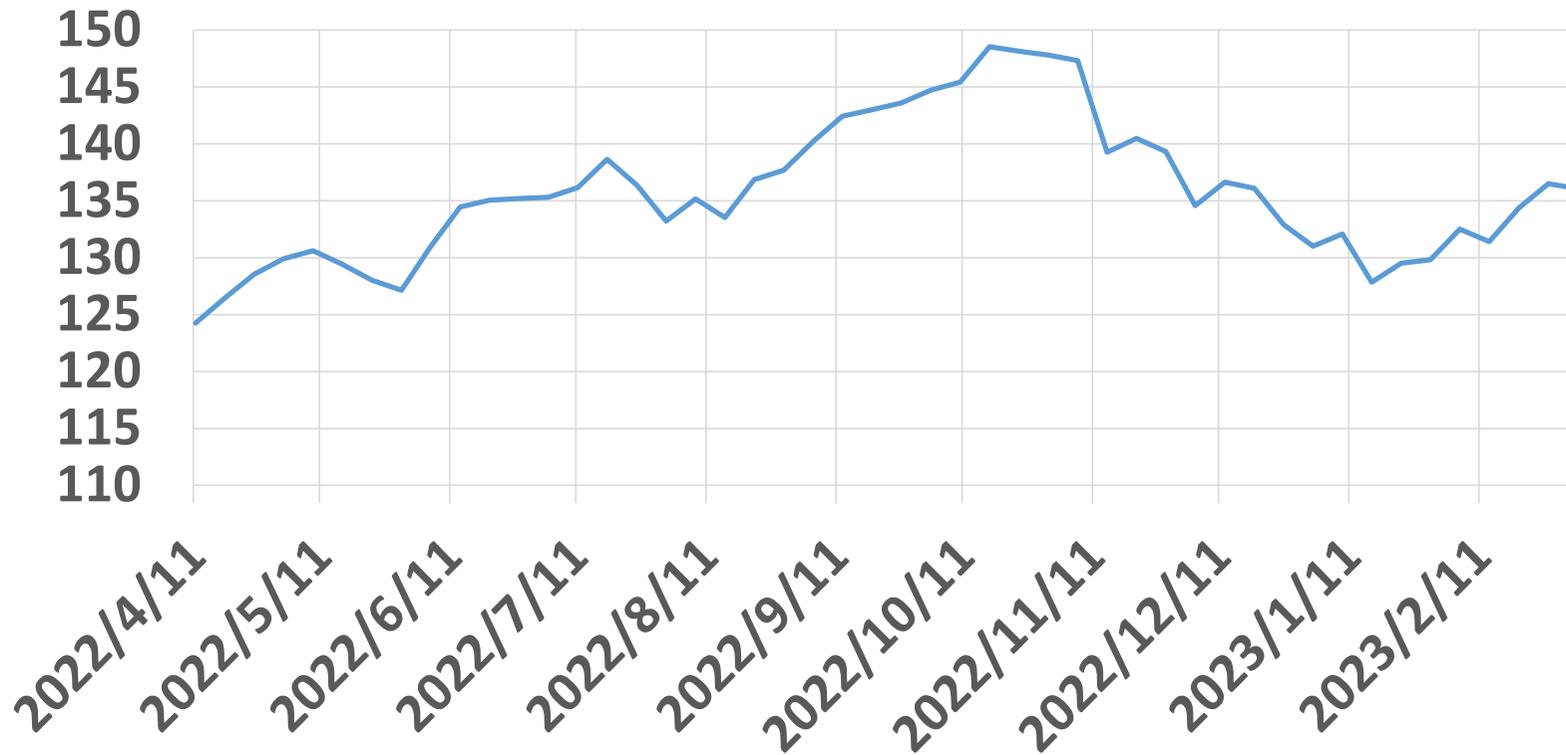


### 為替レートの推移(2020年1月~2023年2月)

— USドル



## 米ドル・円為替相場 (1年間の推移)



# 経済情勢

ロシア-ウクライナ情勢

中国の動向

米国の対中政策

EUエネルギー政策

Withコロナ

ESG重視

Volatility(変動性)

Uncertainty(不確実性)

Complexity(複雑性)

Ambiguity(曖昧性)

急激な円安

原料高

物価指数の上昇

賃金増額改定

人的資本

米国でのインフレ進行

エネルギー価格の上昇

中国経済の減速

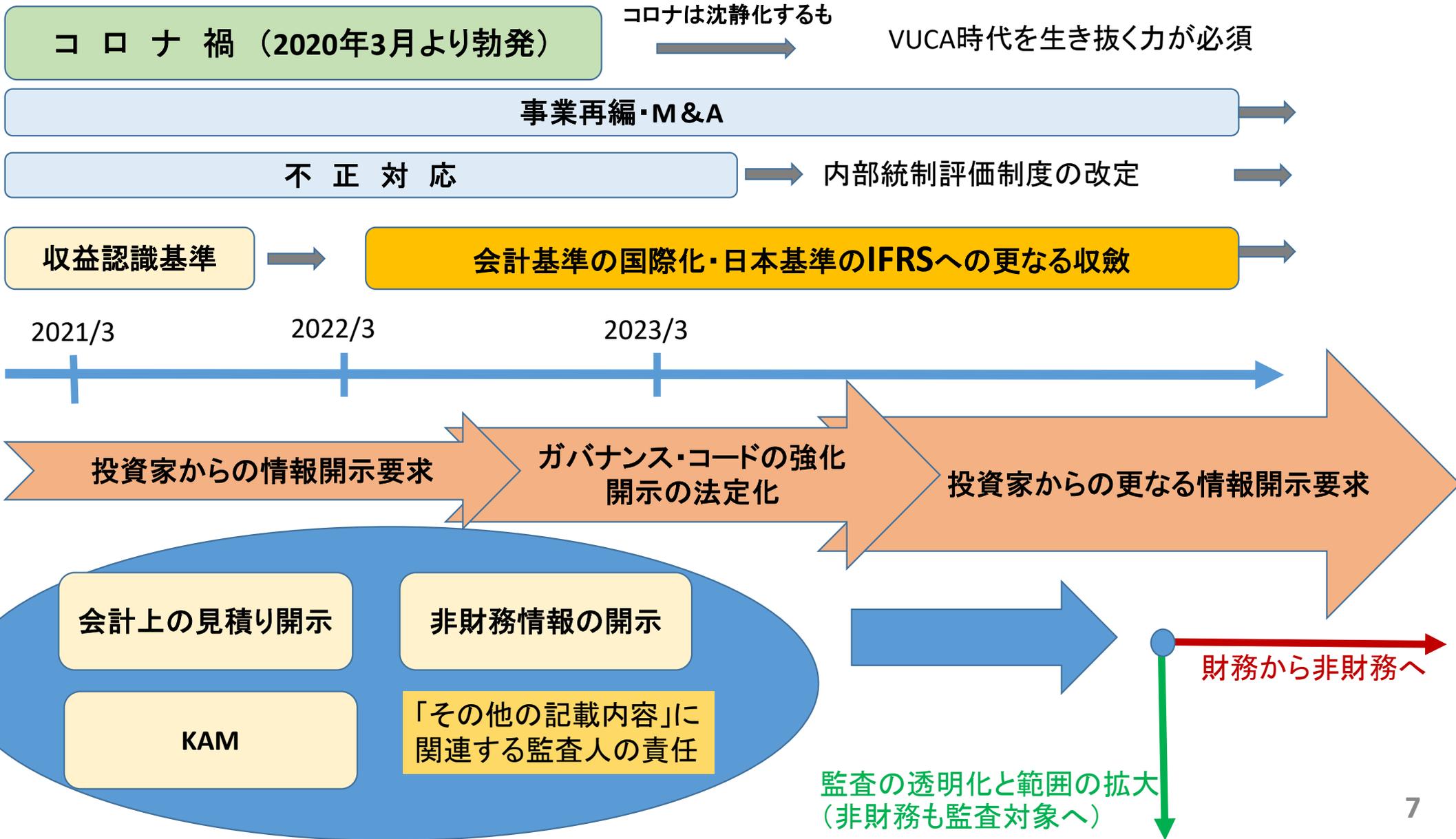
金利上昇リスク

値上げの実施

サステナビリティ

## 2023年3月期の課題

1. 会計上の見積り開示に関する会計基準
  - ・ 減損会計
  - ・ 繰延税金資産
  - ・ 為替の影響
2. 収益認識基準（2年目）
3. KAM（3年目）
4. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」
5. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の改定動向
6. 四半期開示制度の改定動向



# 1 会計上の見積り開示に関する会計基準

企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会

## 1. 開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。このため、本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。）がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

## 2. 開示する項目の識別

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額的大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。なお、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

## 3. 注記事項

・前項に基づき識別した項目について、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表す項目名を注記する。なお、会計上の見積りの開示は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は単一の注記として記載する。

・識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額 (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報** なお、(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らして判断する。なお、(1)及び(2)の事項について、会計上の見積りの開示以外の注記に含めて財務諸表に記載している場合には、会計上の見積りに関する注記を記載するにあたり、当該他の注記事項を参照することにより当該事項の記載に代えることができる。また、MD&Aに記載すべき事項が当該注記で記載している場合には、その旨を記載して、MD&Aでは記載を省略することができる。

・「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として、例えば、次のようなものがある。**(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法 (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 (3) 翌年度の財務諸表に与える影響**

(重要な会計上の見積もりに関する注記)

## 1. 固定資産の減損

### (1) 当年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 一百万円、固定資産×××百万円

### (2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

#### ① 金額の算出方法

割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識していない。割引前将来キャッシュ・フローは●年間の事業計画とその後の成長率を基礎として見積もっている。当該事業計画は、新型コロナウイルスの拡大に伴う影響も考慮して見直しを行っており……

#### ② 主要な仮定(収束時期等)

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、成長率・営業利益率である。成長率は、業界の平均成長率●%に対して、新型コロナウイルスの影響を考慮して●%としている。営業利益率については……

#### ③ 翌事業年度に与える影響

主要な仮定の1つである成長率は、見積りの不確実性が高く、●%～●%の間で変動することが予想される。成長率の変動によっては、翌年度において減損損失が発生する可能性がある。その金額は×××百万円～×××百万円と見積もることができる。

(重要な会計上の見積もりに関する注記)

## 2.繰延税金資産の回収可能性

(1)当年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 ×××百万円

(繰延税金負債との相殺前の金額は×××百万円である)

(2)財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

### ①金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断している。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としている。当該計画においては…

### ②主要な仮定(収束時期等)

割課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想販売数量、市場成長率である。予想販売数量は……。また、市場成長率は…。

### ③翌事業年度に与える影響

主要な仮定の1つで予想販売数量は、見積りの不確実性が高く、販売数量が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することになり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがある。中期経営計画の前提となっている将来の予想販売数量が●%減少した場合には繰延税金資産の取崩しが発生する可能性がある。

(重要な会計上の見積り)

## 販売用不動産(仕掛販売用不動産、造成用土地を含む)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	<u>当連結会計年度(百万円)</u>
販売用不動産等残高	1,093,759
評価損計上額(売上原価)	1,626

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ① 算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産に係る収益性の低下等により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額は、用地取得時、工事着工時、販売開始時に策定される事業計画に基づく販売価格及び工事原価等に基づいて算出しております。また、事業の進捗及び販売状況に応じて正味売却価額の見直しを行っております。

### ② 主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は、販売価格及び工事原価であり、算出にあたっては、過去の販売実績、将来の売買市場の動向、近隣地域の需給バランス、鋼材等の材料費及び労務費等建設コストの動向等を考慮した最新の事業計画に基づき見積りを行っております。また、販売目的で保有する収益不動産の事業計画策定にあたっては、上記にあわせ周辺の賃料相場、リーシング(テナント募集)状況等も考慮しております。なお、当該見積りには新型コロナウイルス感染症拡大による今後の売買市場への影響を、販売エリアごとの販売単価、販売経費等の仮定に反映させております。

### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に追加で評価損を計上する可能性があります。

(重要な会計上の見積り)

## 退職給付債務及び関連する費用の算定

### (1) 当連結会計年度に認識した金額

	当連結会計年度(百万円)
退職給付債務残高	665,041

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在しております。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定には、割引率、昇給率、退職率等の数理計算上の仮定が該当いたします。

#### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、連結財務諸表において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。退職給付債務の算定において、主要な仮定の変化が当連結会計年度末の退職給付債務に与える感応度は以下のとおりです。マイナス(△)は退職給付債務の減少を、プラスは退職給付債務の増加を表しております。感応度分析は分析の対象となる割引率以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としております。

	数理計算上の仮定の変化	退職給付債務に与える影響 (百万円)
当連結会計年度末(2021年3月31日)	割引率	0.5%の上昇 △57,688
		0.5%の低下 66,545

なお、当連結会計年度末の退職給付債務の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (退職給付関係) (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項」に記載のとおりです。

# 1-1. 減損会計

## 減損会計のルール

### I 資産のグルーピング

減損処理を行う際には1資産グループを基準とするべきである。また、ここで1資産グループとは概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位のことをいう。

### II 減損の兆候

減損の兆候としては、次の事象が考えられる。

- ①資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。
- ②資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。
- ③資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- ④資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

### III 減損損失の認識

当該資産又は資産グループに減損の兆候がみられる場合には減損損失の認識を行うかどうかの判定を行う。当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識する。ただし、当該資産が半永久的にキャッシュ・フローを生み出す場合などには、キャッシュ・フローの見積もり期間は資産グループ中の主要な資産の経済的耐用年数と20年のうち短い方を用いる。

### IV 減損損失の測定

減損損失の認識を行うと判定された資産又は資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額する。帳簿価額と回収可能価額との差額を当期の損失（減損損失）として処理する。なお、回収可能価額とは次のうちいずれか大きい方のことである。

使用価値：資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値  
正味売却価額：資産又は資産グループを現時点において売却した場合における売却価額

## グルーピングについて

資産の収益性を測定するにあたり、予想される将来キャッシュ・フローを単一の資産ごとに分類することができない場合がある。たとえば製造ラインにおいて複数の機械が一体となって一つの製品を製造している場合などは、予想される将来キャッシュ・フローと各個別の機械との関係は必ずしも明確ではない。

このように複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、[減損損失を認識するかどうかの判定](#)及び[減損損失の測定](#)に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある（固定資産の減損に係る会計基準 二6(1)）。つまり、グルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。

グルーピングは、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む）を行う際の単位等を考慮して定めることになる。例えば、以下のような手順により資産のグルーピングが行われると考えられる（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 第7項）。

- ① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。
- ② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。
- ③ 連結財務諸表においても、企業集団に属する親会社及び子会社が作成した個別財務諸表を基礎として作成される。連結の観点から資産のグルーピングの単位が見直される場合もある。
- ④ 事業の種類別セグメント情報における開示対象セグメントの基礎となる事業区分よりも大きくなることはない。
- ⑤ グルーピングの変更は、ビジネスモデルの変更や管理会計上の区分の変更によって見直す場合もあるが、減損回避とみなされる場合もあるので慎重に判断する必要がある。

## 兆候について

減損の兆候の例示（適用指針12項～17項）

必ずしも画一的に数値化できるものではなく状況に応じて個々の企業において判断することが必要である（適用指針77項）。

### (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合

・以下の項目は「営業活動から生じる損益」に含まれる（適用指針12項（1））

① 減価償却費や本社費等の間接的に生じる費用

② 原価性を有しないものとして営業損益に含まれていない項目でも営業上の取引に関連して生じた損益

・継続してマイナスとなっている場合

2021/3期（前々期）	2022/3期（前期）	2023/3期（当期）	2023/3期以降	減損の兆候
マイナス	マイナス	下記以外	同左	兆候あり
マイナス	マイナス	明らかにプラス	同左	兆候なし

・継続してマイナスとなる見込みである場合

2022/3期（前期）	2023/3期（当期）	2022/3期以降	減損の兆候
マイナス	明らかにマイナス	同左	兆候あり
マイナス	上記以外	同左	兆候なし

・事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画により予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには減損の兆候には該当しない（適用指針12項（4））。

(2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

- ①事業の廃止または再編成
- ②当初の予定よりも著しく早期に除却や売却などにより処分すること
- ③異なる用途への転用
- ④遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合

(3) 資産又は資産グループが使用している事業に関連して、経営環境の著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること

- ①市場環境の著しい悪化
- ②技術的環境の著しい悪化
- ③法的環境の著しい悪化

(4) 市場価格の著しい下落

少なくとも市場価格が帳簿価格から50%程度以上に下落した場合

## 主要な資産とその経済的残存耐用年数について

- ・ 主要な資産とは、資産又は資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である（基準注3）。
- ・ 共用資産やのれんは、原則として、主要な資産には該当しない。
- ・ 税法耐用年数に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的残存耐用年数とみなすことができる。
- ・ のれんの場合はのれんそのものの残存償却年数で将来キャッシュ・フローが決定される（適用指針第37項）主要な資産の経済的残存使用年数ではない。

## 減損損失の認識（将来キャッシュ・フローの見積り）について

- ・資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する（基準二2.（1））
  - ・割引前将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産の経済的残存耐用年数と20年の短い方（基準二2.（2））
  - ・経済的残存耐用年数の経過時点における正味売却価額（時価－処分見込む費用）を加味。
  - ・将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る（基準四4.（1））
- ① 取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売り上げ見込みなど）を統合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
  - ② 中長期計画が存在しない場合、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮する。
  - ③ 中長期計画の見積り期間を超える期間については、原則として、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と統合的に修正した後のもの）に合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は遞減する成長率（ゼロやマイナスの場合もある）の仮定を置いて見積る。
  - ④ 新型コロナウイルス感染症の影響に様々に不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う。
  - ⑤ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれるものものとして
    - 一 現在の価値を維持するための合理的な設備投資
    - 二 資産又は資産グループに関連して間接的に生じる支出
  - ⑥ その他に将来キャッシュ・フローの見積りに含まれないものとして
    - 一 計画されていない将来の設備の増強や再編によるキャッシュ・アウト並びにそれによる将来キャッシュ・フロー
    - 二 利息の支払額並びに法人税等の支払額・還付額

## 減損損失の測定（将来キャッシュ・フローの割引計算）について

- ・帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失とする。特別損失とする。
  - ・回収可能額は、次のうちいずれか大きい方
- ①使用価値：将来キャッシュ・フローの割引現在価値
  - ②正味売却価額：時価－処分見込む費用
- ・割引率は、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることから、割引率も税引前の割引率を用いる（適用指針4.3項）
- WACC / (1 - 実効税率) によるのが一般的である。

# 1-2. 繰延税金資産

## 企業の分類の要件と繰延税金資産の計上額

### (分類1)

#### 次の要件をいずれも満たす企業

- 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。
- 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。

#### 繰延税金資産の計上額

原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。

### (分類2)

#### 次の要件をいずれも満たす企業

- 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。
- 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
- 過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

#### 繰延税金資産の計上額

- 一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
- スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の取扱い

(原則) 回収可能性がないものとする。

(容認) 税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが、将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、回収可能性があるものとする。

### (分類3)

下記の(分類4)の2または3の要件を満たす場合を除き、次の要件をいずれも満たす企業

- 過去(3年)および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。
- 過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

### 繰延税金資産の計上額

#### (原則)

•将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

#### (容認)

•上記にかかわらず、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

その場合は以下の事項等を勘案する。

- ・臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因
- ・中長期計画(おおむね3年から5年の計画を想定している)
- ・過去における中長期計画の達成状況
- ・過去(3年)および当期の課税所得の推移

#### (分類4)

次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業

1. 過去(3年)または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。
2. 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。
3. 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。

#### 繰延税金資産の計上額

##### (原則)

• 翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

##### (容認)

• (分類4)の要件に該当する場合であっても、以下を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を企業が合理的な根拠をもって説明する場合には、将来における一時差異等加減算前課税所得の十分性を説明できる期間に基づき、(分類2)または(分類3)として取り扱う

- ・ 重要な税務上の欠損金が生じた原因
- ・ 中長期計画(おおむね3年から5年の計画を想定している)
- ・ 過去における中長期計画の達成状況
- ・ 過去(3年)および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等

• 将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、(分類2)に該当するものとして取り扱う。

• 将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、(分類3)に該当するものとして取り扱う。

(分類5)

**次の要件をいずれも満たす企業**

- 過去(3年)および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。
- 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

繰延税金資産の計上額

- 原則として、回収可能性はない。

## 事例

# 業績予想の修正および繰延税金資産の取崩し 並びに役員報酬の減額に関するお知らせ

2020年3月0日

最近の業績の動向等を踏まえ、2020年〇月〇日に公表いたしました業績予想の修正および繰延税金資産の取り崩しを行うとともに、役員報酬の減額を実施いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 業績予想の修正について

(中略)

### 2. 修正の理由

売上高につきましては、……の影響により減収となる見込みであります。営業利益につきましては、売上高の減少に加え……により損失を計上する見込みであります。当期純利益につきましては、上記に加え繰延税金資産の取り崩しを行うことにより前回予想を修正いたします。

### 3. 繰延税金資産の取崩し

今回の修正を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当第4四半期において繰延税金資産の取崩しを行い、〇〇円を法人税等調整額に計上することにいたしました。

### 4. 役員報酬の減額について

当社は、この度の業績予想の修正を真摯に受け止め、その経営責任を明確にするため、下記のとおり取締役の役員報酬を減額することを決定いたしました。なお、監査役会より、常勤監査役報酬の自主返上の申し入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

役員報酬減額の内容 代表取締役：月額報酬を30%減額

常務取締役：月額報酬を20%減額

(以下省略)

# 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

## 企業会計基準適用指針26号

分類	分類の要件	留意事項
1	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、期末将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が発生	
2	過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末将来減算一時差異を下回るものの、安定的に発生	回収可能性を合理的に説明可能である場合には、繰延税金資産の計上も可。
3	過去(3年)及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減	回収可能性を合理的に説明可能である場合には、5年超の見積可能期間に係る繰延税金資産の計上も可。
4	次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業 ①過去(3年)または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ②過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れの事実あり。 ③当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。	将来にわたる安定的な課税所得の発生を合理的に説明可能である場合には(分類2)又は(分類3)に区分されることがある。
5	次の要件をいずれも満たす企業 ①過去(3年)および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ②翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。	

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」より

分類	会社の状況(原則)	(但し書き)	繰延税金資産限度	
			右記以外	退職給付引当金限度超過並びに減価償却限度超過
1	(1)過去(3年)および当期のすべての年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得がある (2)近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない		全額	全額
2	(1)過去(3年)および当期のすべての年度において、臨時的な原因によって生じたものを除いた課税所得が、将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている (2)近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない (3)過去(3年)および当期のすべての年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない		スケジュールの範囲	全額
3	1)過去(3年)および当期のすべての年度において、課税所得が、大きく増減している (2)過去(3年)および当期のすべての年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない		スケジュール可能な範囲(5年内)	解消見込額
4	(1)過去(3年)および当期のすべての年度において、重大な税務上の欠損金が生じている (2)過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある (3)当期において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる	→将来5年間、安定的に課税所得が見込まれる→2へ  →将来5年間、課税所得の発生が見込まれる→3へ	スケジュール可能な範囲(1年間)	スケジュール可能な範囲(1年間)
5	(1)過去(3年)および当期のすべての年度において、欠損金が生じている (2)当期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる		計上不可	計上不可

## 1-3. 為替の影響

**株主総会想定質問：**当事業年度は急激な円安が進行しましたが、当社における為替変動の損益への影響は全体でどの程度なのか。財務諸表のどこを見ればいいのか。概略を教えてください。

**回答：**今期は一貫して円安局面で推移いたしまして、当社の損益への影響としては〇〇程度ありました。内訳は、営業損益へは前期比較で〇〇の影響、営業外損益としては決済差・換算差として〇〇が計上されています。また、海外子会社の換算差額として〇〇が包括利益に計上されています。……

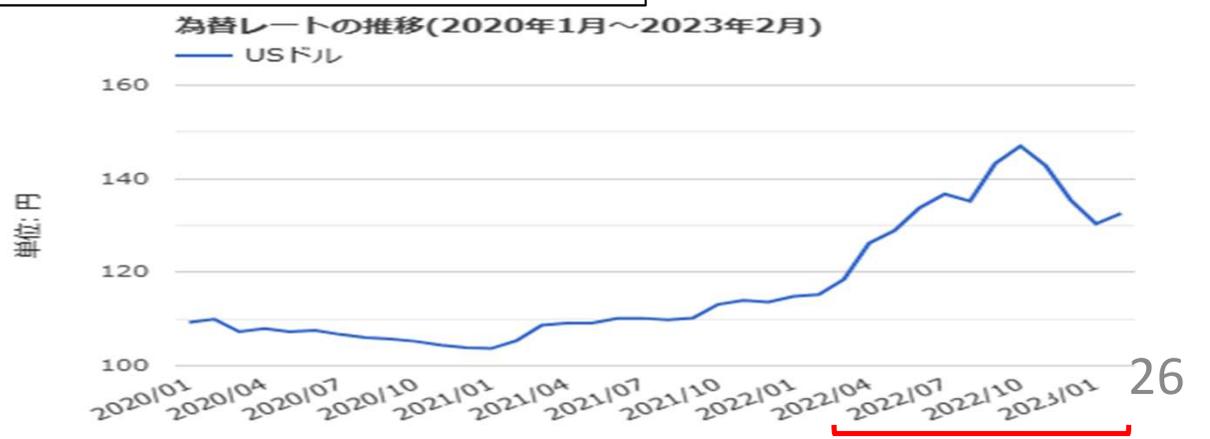
# 為替相場の推移

## 長期の視点

時 点	対米ドル為替相場 (TTM)
2008年3月31日	100.19円
2009年3月31日	98.23円
2010年3月31日	93.04円
2011年3月31日	83.15円
2012年3月31日	82.19円
2013年3月29日	94.05円
2014年3月31日	102.92円
2015年3月31日	120.17円
2016年3月31日	112.43円
2017年3月31日	111.80円
2018年3月31日	106.18円
2019年3月31日	110.74円
2020年3月31日	107.54円
2021年3月31日	110.73円
2022年3月31日	122.39円



## 中期の視点(3年間の推移)



## 企業、円安長期化見込まず 為替想定120円以下が8割 日経新聞 2022.5. 11より抜粋

上場企業が2023年3月期の為替見通しを実勢より円高に見積もっている。想定レートを開示した企業を集計すると、1ドル=120円が4割と最も多く、115円以下は3割あった。輸出企業の多くは今の水準が続けば利益を押し上げる要因になる。1年を通じた円安の長期化を見込まず利益の上振れ余地を残すのは、ウクライナ情勢や材料高など経営環境の先行きが見通しにくいことも背景にある。

日本経済新聞が5月9日までに2023年3月期の想定レートを開示した約80社を集計した。最も多いのが1ドル=120円で35社あった。115円以下も25社あり、120円以下とみる企業は全体の8割を占めた。

為替は3月から急速な円安に振れている。2022年3月期は平均で1ドル=約112円だったが、米連邦準備理事会（FRB）の利上げ開始などで日米の金利差が広がり、足元は1ドル=130円前後で推移する。

会社側が足元の実勢に近いレートを見込みにくいのは、為替相場の先行き不透明感が背景にある。ロシアによるウクライナ侵攻が長引いているほか、原材料高や供給網の混乱、インフレ懸念など、事業環境も見通しにくい。

企業名	想定レート	補足
村田製作所	120円	1円の円安は60億円の増益要因になるが、「安定していることが望ましい」
コマツ	118円	小川社長コメント「足元の為替には一喜一憂しないのが我々の方針だ。需要に対してしっかりと供給できる体制を整えることに注力する」
第一三共	130円	主力のがん治療薬を巡って共同開発する海外企業への利益分配費用が膨らみ、コア営業利益が60億円押し下げられると見込む
富士通ゼネラル	128円	中国などの工場からドル建てで製品を調達しており円安は利益の圧迫要因となる

# 為替換算損失の実態把握

連結損益計算書 (単位:百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	483,633	460,577
売上原価	399,520	386,145
売上総利益	84,113	74,432
販管費	49,688	50,000
営業利益	34,425	24,432
営業外収益		
受取利息	196	157
受取配当金	1,984	2,101
持分法利益	716	417
賃貸料	546	520
為替差益	798	—
その他	50	38
	4,290	3,233
営業外費用		
支払利息	1,462	1,252
為替差損	—	980
その他	25	13
	1,487	2,245
経常利益	37,228	25,420
↓		
↓		

連結包括利益計算書 (単位:百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
当期純利益	30,000	18,000
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,200	▲ 2,500
繰延ヘッジ損益	985	▲ 1,050
為替換算調整勘定	9,870	▲ 7,500
退職給付に係る調整額	1,200	1,300
持分法適用会社持分相当額	350	560
その他の包括利益合計	15,605	▲ 9,190
包括利益	45,605	8,810

連結貸借対照表 (単位:百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金	68,000	68,000
利益剰余金	135,600	165,600
株主資本合計	218,600	248,600
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,170	13,370
繰延ヘッジ損益	▲ 3,111	▲ 4,161
為替換算調整勘定	5,600	▲ 1,900
その他の包括利益累計額合計	12,659	7,309
非支配株主持分	820	985
純資産合計	13,479	8,294

## 為替感応度について

**株主総会想定質問:** 最近の円安は増益要因の1つと考えるが、為替の影響による増益はいか程か。また、対米ドルの為替相場が、1円増減した場合の当社業績への影響(感応度)を教えてください。海外の事業の現状と併せて、為替変動に対するリスクコントロールの具体的な考え方も知りたい。

**回答:** ご指摘の通り今期の円安状況の中、業績へのプラスインパクトがございました。その影響は〇億円程度の増益です。当社は基本的には1円円安での業績へのインパクトは〇程度であります。

ただ、現状として、海外での販売数量は減少傾向にあり、新製品の投入等により市場における競争力をより強化していく必要があります。

また、外国通貨での決済や為替予約の締結等の為替リスク対策も含め海外での生産販売体制の見直しも考慮していきたいと思っております……………

今後の想定レートは種々の要素を勘案しながら慎重に決定してまいります……………

# 為替に関する金融商品会計上の留意点

項目	ポイント
外貨建て株式の評価	<p>①時価の著しい下落(かつ回復見込みがない場合)又は ②実質価格の著しい低下(取得価額に比べて50%程度以上の低下) により評価額の引下げが求められる場合には、</p> <p>当該有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「実質価額」が著しく低下したかどうかは外貨建てベースでの比較で判断する。つまり、外貨建ての取得原価と外貨建ての実質価格とを比較して判断する。円安で換算すると円ベースでの価額が切り上がるが、著しい低下の判断においては、それは加味されないこととなる。</li><li>・「実質価額」は通常は、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額をいうが、会社の超過収益力や経営権等を反映させた金額とする場合もある。</li><li>・「実質価額」は子会社及び関連会社の株式であっても決算時の為替相場により円換算することに留意する。</li><li>・時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みがない程の著しい下落であるとみなして減損処理をしなくてはならない。</li></ul>

## 2 収益認識基準（2年目）

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成30年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。ASBJは日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ることを方針として掲げている。収益認識基準は国際財務報告基準（IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」の内容を出発点に開発されたものであり、IFRS第15号とほぼ同様の内容となっている。
- 我が国においては、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準がこれまで開発されていなかった。
- 収益認識のステップは次の5段階で行う。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：別個の履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：別個の履行義務に対する取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足時に収益認識

- 履行義務の充足時に収益認識：財又はサービスの「支配」を顧客が獲得した時に（又は充足するにつれて）、財またはサービスは移転され、履行義務が充足され→収益認識する。
- 2022年3月期より適用された。

# 収益認識基準

## これまでの実務とはどこが違うのか

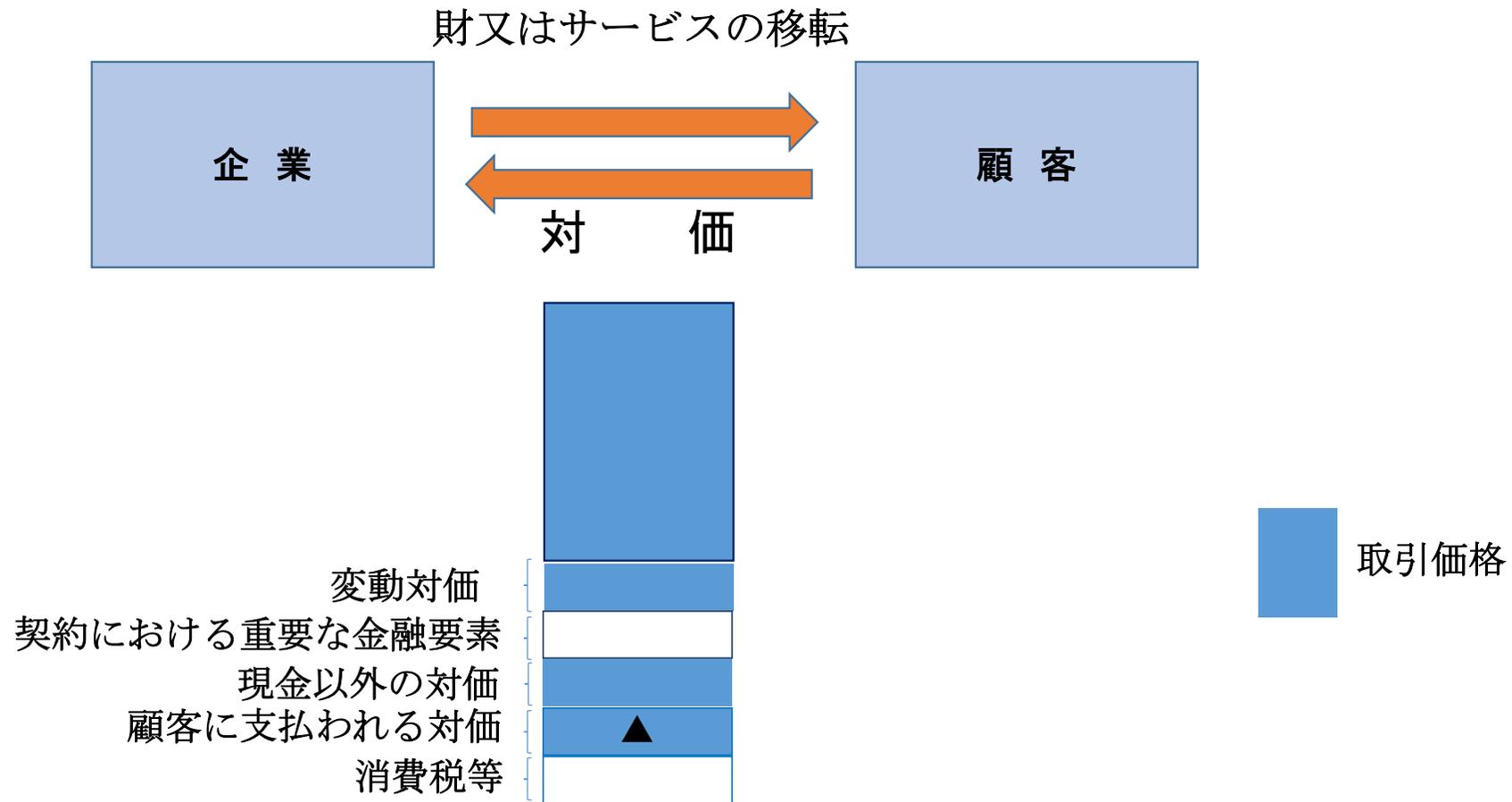
- 「**履行義務**」という新しい概念がポイントとなる
- 「別個の履行義務」という概念により収益行為を分割または統合することとした
- 「履行義務の充足」という概念により収益行為の成就のタイミングを明確化した
- 「自ら提供する履行義務」と「提供されるように手配する履行義務」という概念によって、本人と代理人の区分が明確になり、総額主義的な売上・原価の両建て計上が無くなった
- 「**変動対価**」という概念もポイント
- 「変動対価」という概念により、収益の額の算定を明確にした
- 「変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い」ことが変動対価を見積もる場合の重要な判定ポイントとなる

# 収益認識基準

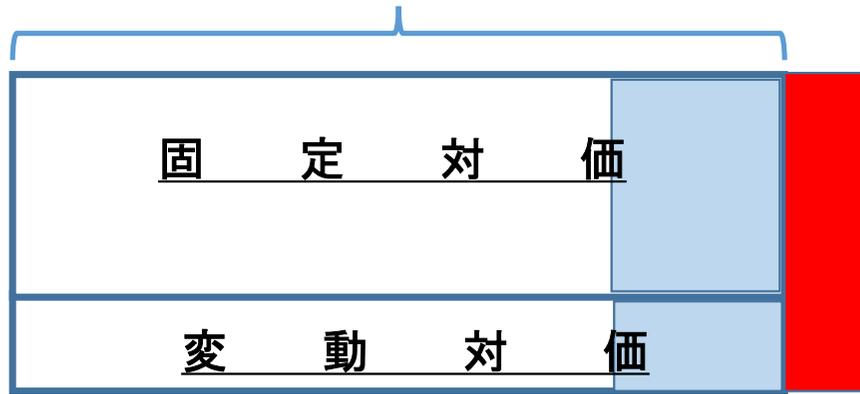
## 「変動対価」という新しい概念

- 顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」という。契約において、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積る(会計基準50)
- 変動対価の額の見積りにあたっては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額(最頻値)による方法又は発生し得ると考えられる対価の額を確率で加重平均した金額(期待値)による方法のいずれかのうち、企業が権利を得ることとなる対価の額をより適切に予測できる方法を用いる(会計基準51)
- 変動対価が含まれる取引の例として、値引き、リベート、返金、インセンティブ、業績に基づく割増金、ペナルティー等の形態により対価の額が変動する場合や、返品権付きの販売等がある(適用指針23)
- 契約価格を回収できないと見込んだ場合の見積もり回収額も「変動対価」である
- 変動対価は、契約条件に示される場合もあれば、次の(1)又は(2)のいずれかの状況によって示される場合もある(適用指針24)
  - (1) 企業の取引慣行や公表した方針等に基づき、契約の価格よりも価格が引き下げられるとの期待を顧客が有していること
  - (2) 顧客との契約締結時に、価格を引き下げるといふ企業の意図が存在していること

# 収益認識基準



# 取引価格



契約における重要な金融要素



顧客に支払われる対価

# 収益認識基準

	本人	代理人
履行義務	顧客に財又はサービスを提供する	財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する
財又はサービスの支配の有無	顧客提供前の財又はサービスを支配している <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行の主たる責任</li> <li>・ 在庫リスク</li> <li>・ 価格設定裁量権</li> </ul>	顧客提供前の財又はサービスを支配していない
収益として認識する額	対価の総額(総額)	受け取る報酬又は手数料の額(純額)

## 収益認識基準の注記事項

収益認識に関する注記には、「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示する」という開示目的があります(収益認識基準第80-4項)

### 1 重要な会計方針

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点

### 2 収益認識に関する注記

- ① 収益の分解情報
- ② 収益を理解するための基礎となる情報
- ③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (イ) 契約資産及び契約負債の残高等

- ・ 履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解できるように注記
- ・ 契約資産・契約負債・顧客との契約から生じた債権の期首と期末の残高並びに重要は変動
- ・ 過去の期間に充足していた履行義務から、当期に認識した収益(例えば、取引価格の変動)がある場合には、当該金額を注記

#### (ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額及び時期について理解できるように、残存履行義務に関して次の事項を注記

- ・ 当期末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額
- ・ 上記金額を企業はいつ収益として認識するか見込んでいるかを次のいずれかの方法で注記

- ① 定量的情報を使用した方法
- ② 定性的情報を使用した方法

# 収益認識に関する注記のためのイメージ理解 (当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報)

(設例)

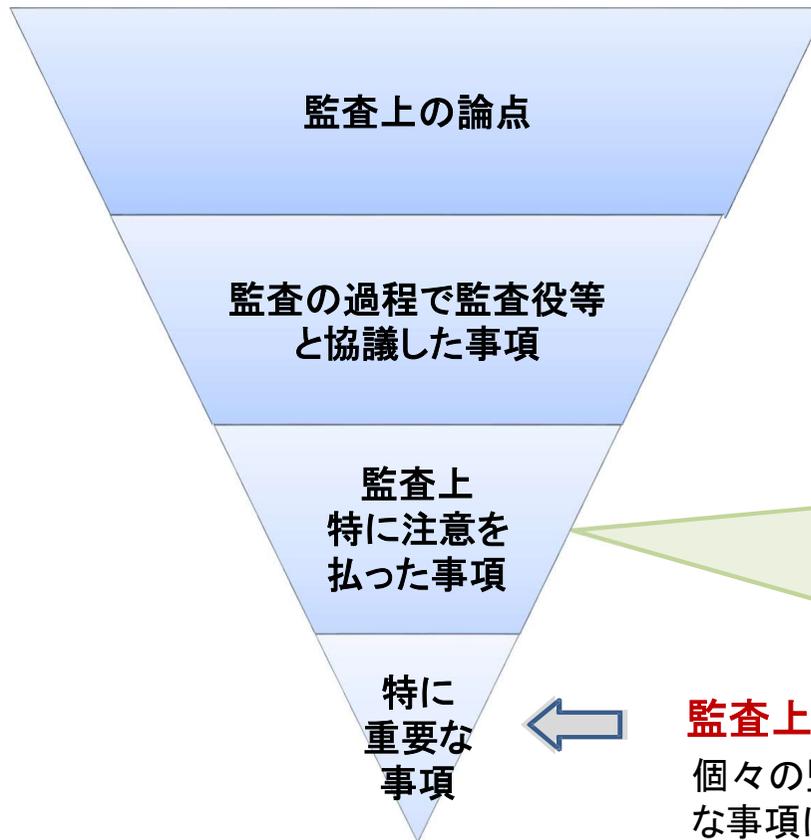
・履行義務が一定期間にわたり充足する取引を想定

	権利・義務の総額表示		権利・義務の純額表示	
契約の締結	対価受領権 10	履行義務 10	N/A	
顧客による前払	現金 3	対価受領権 3	現金 3	契約負債 3
履行義務充足	履行義務 8	売上高 8	契約負債 3	売上高 8
	売上原価 4	仕掛品 4	契約資産 5	
契約により顧客への法的な請求権の発生	N/A		売上原価 4	仕掛品 4
			売掛金 2	契約資産 2
顧客による後払	現金 1	対価受領権 1	現金 1	売掛金 1

(注記) 残存履行義務に配分した取引価格 2

(注記) 顧客との契約から生じた債権 1  
契約資産 3  
契約負債 0

# 3 KAM (3年目)



改訂監査基準前文 二1(2)

- ・ 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- ・ 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- ・ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

## 監査上の主要な検討事項

個々の監査業務において、特に重要な事項に絞り込む

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、経営者の重要な判断を伴う連結財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等について監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った。これらの監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項のうち、下表に示した事項が監査人が特に注意を払った事項である。

	監査人が特に注意を払った事項	潜在的影響 (*2、3)	発生可能性 (*2、3)
A	エンターテイメント事業における減損会計の適用 (*1)	高 ↑	高 ↑
B	繰延税金資産の回収可能性	中 →	中 ↑
C	ファッション事業における減損会計の適用	中 ↓	中 ↓
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中 ↓	中 →
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低 →	中 →
F	資産除去債務の計上	低 →	低 →
G	収益認識に関する会計基準の適用に伴う契約負債の計上	低 →	低 →
H	経営者による内部統制の無効化リスク (*1)	高 →	低 →
I	収益認識に係るリスク	高 →	低 →

\*1：特別に検討を必要とするリスクに該当する項目である。

\*2：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

\*3：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるように「高」「中」「低」内で変動あった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、経営者の重要な判断を伴う連結財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等について監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った。これらの監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項のうち、下表に示した事項が監査人が特に注意を払った事項である。

	監査人が特に注意を払った事項	潜在的影響 (* 2、3)	発生可能性 (* 2、3)
A	エンターテイメント事業における減損会計の適用 (* 1)	高 ↑	高 ↑
B	ファッション事業における減損会計の適用 (* 1)	高 →	高 →
C	繰延税金資産の回収可能性	中 ↑	中 ↑
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中 →	中 →
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低 ↓	中 →
F	資産除去債務の計上	低 →	低 →
G	ポイント引当金の計上	低 →	低 →
H	経営者による内部統制の無効化リスク (*2)	高 →	低 →
I	収益認識に係るリスク	高 →	低 →

\*1：特別に検討を必要とするリスクに該当する項目である。

\*2：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

\*3：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるように「高」「中」「低」内で変動あった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

## 監査上の主要な検討事項

2022年3月期

### 「商品及び製品」及び「仕掛品」に含まれる水産物の評価の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>〇〇株式会社の当事業年度の貸借対照表において、「商品及び製品」80,028百万円及び「仕掛品」13,072百万円が計上されている。これらのうち、『水産資源』セグメントの商品及び製品(55,437百万円)及び仕掛品(11,120百万円)は水産物であり、合計額66,557百万円は総資産の18%を占めている。</p> <p>(重要な会計方針)1.(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>水産物の販売価額は、魚種ごとの漁獲量及び海外を含む競合他社との買付競争等に加え、国内における需要等の外部環境の影響を受ける。〇〇株式会社が取り扱う水産物は、長期間の冷凍保存等が可能である反面、期末前後での販売実績に基づく価額を把握することが困難なものが含まれる。また、仕掛品に含まれる養殖魚の正味売却価額は、売価から飼育コスト等の見積追加製造原価等を控除して見積もられるため、将来の飼育コストの予測が必要となる。このような水産物の正味売却価額の見積りには不確実性を伴い、その経営者による判断が「商品及び製品」及び「仕掛品」の貸借対照表価額に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、「商品及び製品」及び「仕掛品」に含まれる水産物の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、「商品及び製品」及び「仕掛品」に含まれる水産物の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 「商品及び製品」及び「仕掛品」の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評価に利用する情報の正確性及び目的適合性を担保するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2)正味売却価額の見積りの合理性の評価 過年度における正味売却価額の見積りとその後の販売価額及び飼育コストの実績とを比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。その上で、養殖魚の飼育コストの予測を含む、当事業年度末における水産物の正味売却価額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品及び製品のうち、期末前後での販売実績がある水産物の正味売却価額について、当該実績に基づく価額と照合した。</li> <li>● 商品及び製品のうち、期末前後での販売実績のない水産物について、正味売却価額の見積りにあたって参照した価額及び当該価額からの調整内容を経営者及びセグメントの責任者に対して質問したほか、中央卸売市場公表の市場統計情報等に基づく価額との整合性を確認した。</li> <li>● 仕掛品に含まれる養殖魚の正味売却価額の見積りにあたって売価から控除する飼育コストの予測について、当事業年度におけるコストの実績及び過去複数年におけるコストの傾向等との整合性を確認した。</li> </ul>

# 4 「企業内容等の開示に関する内閣府令」

**金融庁 開示府令を公布** 2023.1.31 (2023年3月期の有価証券報告書から適用)

## 1. サステナビリティに関する取組みを開示

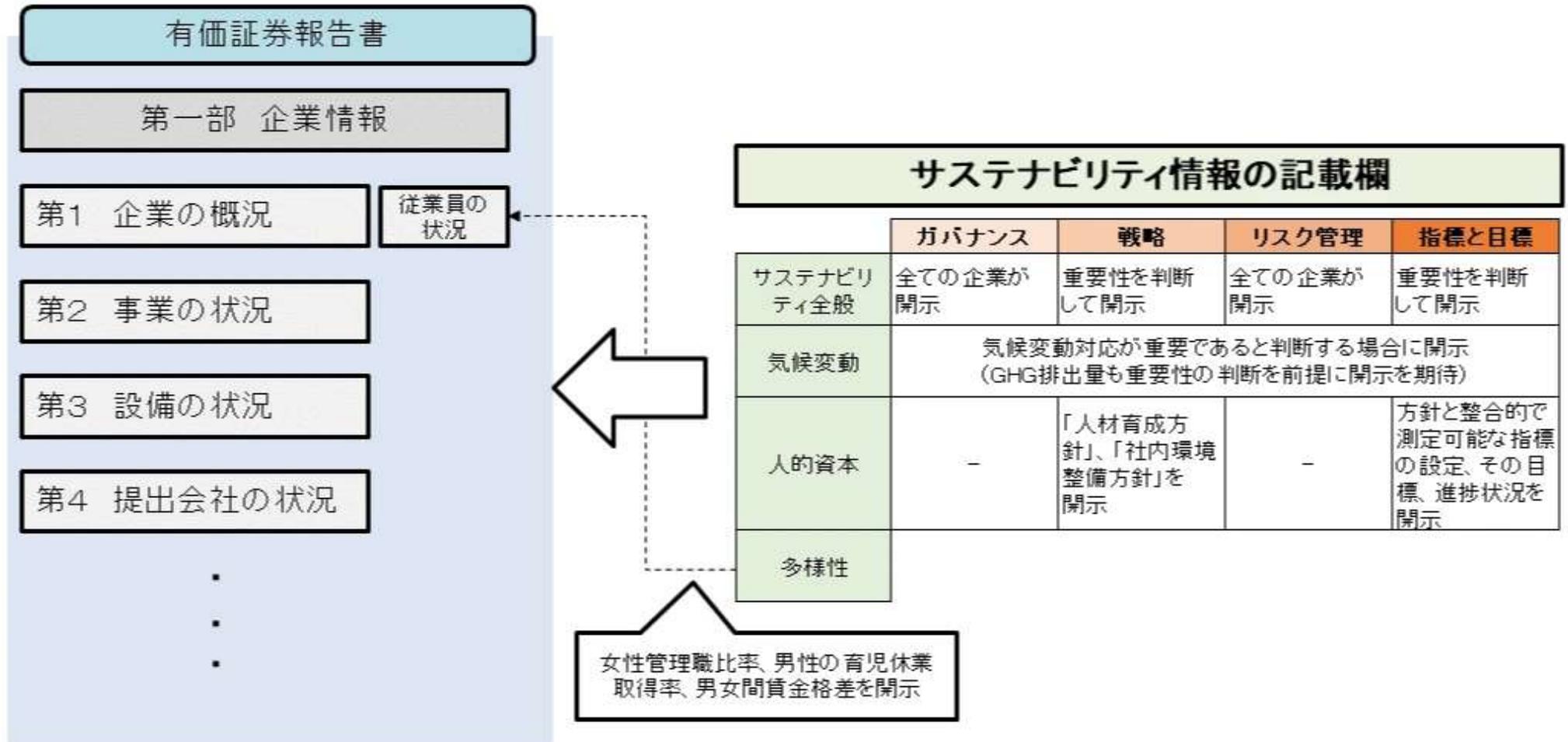
- ① まず、企業のサステナビリティ情報の開示を拡充すべく、新たに有価証券報告書に「サステナビリティ情報の記載欄」を新設。記載欄においては、企業のサステナビリティに関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の四つの柱に基づいて開示を行う。これは、気候変動に関するリスク・機会の情報を開示する上で広く利用されているTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)のフレームワークを参考にしたものである。
- ② これらの四つの柱の中でも、「ガバナンス」「リスク管理」については全ての企業が開示しなければならない。
- ③ 「戦略」「指標と目標」については開示することが望ましいものの、各企業が投資家の投資判断にとっての情報の重要性を判断したうえで開示を行うこととされた。
- ④ 一方で、「戦略」と「指標及び目標」には、**人的資本の開示**として以下の記載をする必要がある。  
**戦略**: 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針と社内環境整備に関する方針  
**指標及び目標**: 上記「戦略」で記載した方針に関する指標の内容、その指標を用いた目標並びに実績
- ⑤ また、多様性に関する指標の記載も求められる。  
具体的には「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」を「従業員の状況」に記載する。

## 2. コーポレートガバナンスに関する開示

- ① 「コーポレート・ガバナンスの状況等」において、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）を記載する。
- ② 「監査の状況」において、内部監査の実効性（デュアルレポーティングの有無等）を記載
- ③ 「株式の保有状況」において、政策保有株式の発行会社ととの営業上の取引、業務提携等の概要を記載する。

## 3. その他

- ① 「企業内容等開示ガイドライン」を改正して、将来情報の記述と虚偽記載の責任および任意開示書類の参照について明確化した。具体的には、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なっても直ちに虚偽記載等の責任を負わないとした。
- ② サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載にあたって、有報に記載すべき重要な事項を記載した上で、保管する詳細な情報について、他の公表資書類の参照を可能にした。この場合、重要な虚偽があることを知りながら参照する場合を除けば、他の公表書類の虚偽が直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないとした。
- ③ 新たに策定した「記述情報の開示に関する原則（別添）」ではサステナビリティ情報の開示における考え方や望ましい開示に向けた取り組みをまとめている。
- ④ 同日（2023.1.31）、「記述情報の開示の好事例集2022」も公表し、参考となる開示例を示している。



## 5 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の改定動向

### 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂について(公開草案)

(令和4(2022)年12月15日 企業会計審議会内部統制部会)

(前文より)

金融商品取引法により、内部統制報告制度が平成20年に導入され、14年余りが経過しました。本制度は、財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと考えられる一方で、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の制度の実効性に関する懸念が指摘されています。また、国際的な内部統制の枠組みにおいて、経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に対処するために改訂が行われているものの、我が国の内部統制報告制度ではこれらの点に関する改訂が行われておりませんでした。

こうしたことから、当部会において、内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制の基本的枠組み、経営者による内部統制の評価と報告、監査人による内部統制監査、及び内部統制報告書の訂正時の対応等について議論を行いました。これらの議論を踏まえた「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)」を公表し、広く一般に意見募集を行うこととします。

# 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂について(公開草案)

(令和4(2022)年12月 企業会計審議会内部統制部会)

## (1) 内部統制の基本的枠組み

### ① 報告の信頼性

サステナビリティ等の非財務情報に係る開示の進展を踏まえ、内部統制の目的の一つである「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性」とした。報告の信頼性は、組織内及び組織の外部への報告(非財務情報を含む。)の信頼性を確保することと定義。「報告の信頼性」には「財務報告の信頼性」が含まれ、金融商品取引法上の内部統制報告制度は、あくまで「財務報告の信頼性」の確保が目的であることを強調。

### ② 内部統制の基本的要素

「情報と伝達」については、大量の情報を扱う状況等において、情報の信頼性の確保におけるシステムが有効に機能することの重要性を記載。さらに、「ITへの対応」では、ITの委託業務に係る統制の重要性が増していること、サイバーリスクの高まり等を踏まえた情報システムに係るセキュリティの確保が重要であることを記載。

### ③ 経営者による内部統制の無効化

内部統制を無視ないし無効ならしめる行為に対する、組織内の全社的又は業務プロセスにおける適切な内部統制の例示。また、当該行為が経営者以外の業務プロセスの責任者によってなされる可能性もあることを示した。

### ④ 内部統制に関係を有する者の役割と責任

監査役等については、内部監査人監査人等との連携、能動的な情報入手の重要性等を記載。また、内部監査人については、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすること、取締役会及び監査役等への報告経路も確保すること等の重要性を記載。

### ⑤ 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理

内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理は一体的に整備及び運用されることの重要性を明示。これらの体制整備の考え方として、3線モデルを例示。第1線は業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第2線はリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線は内部監査部門による独立的評価。取締役会又は監査役等による監督と適切に連携させることも重要。

## (2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

### ① 経営者による内部統制の評価範囲の決定

経営者が内部統制の評価範囲を決定するに当たって、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきことを改めて強調するため、評価範囲の検討における留意点を明確化。

具体的には、評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高等の概ね2/3」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでないことを記載。

### ② ITを利用した内部統制の評価

ITを利用した内部統制の評価について留意すべき事項を記載。この評価に関して、一定の頻度で実施することについて、経営者はIT環境の変化を踏まえて慎重に判断し、必要に応じて監査人と協議して行うべきであり、特定の数を機械的に適用すべきものではないことを明確化。

### ③ 財務報告に係る内部統制の報告

内部統制報告書において、記載すべき事項を明示。経営者による内部統制の評価の範囲について、重要な事業拠点の選定において利用した指標の一定割合等の決定の判断事由等について記載することが適切であるとした。また、前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合における当該開示すべき重要な不備にする是正状況を付記事項に記載すべき項目として追加。

## (3) 財務報告に係る内部統制の監査

監査人は、実効的な内部統制監査を実施するために、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠の活用や経営者との適切な協議を行うことが重要。監査人は、経営者による内部統制の評価範囲の妥当性を検討するに当たっては、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も必要に応じて活用することを明確化。また、評価範囲に関する経営者との協議については、内部統制の評価の計画段階、状況の変化等があった場合において、必要に応じて実施することが適切。また、監査人は独立監査人としての独立性の確保を図ることが求められることを明確化。また、監査人が財務諸表監査の過程で、経営者による内部統制評価の範囲外から内部統制の不備を識別した場合には、内部統制報告制度における内部統制の評価範囲及び評価に及ぼす影響を十分に考慮するとともに、必要に応じて、経営者と協議することが適切であるとした。

★適用時期については、令和6(2024)年4月1日以後開始する事業年度から適用する予定。

## 企業の内部統制、24年度から開示強化 不祥事絶えず

日経新聞2023.3.15より一部抜粋

金融庁は2024年度から、上場企業に報告書の提出を義務付けている「内部統制報告制度」に新たな基準を導入する。信頼性が高い決算書を作るための土台について、経営者自らチェックし投資家に公表する制度だが、導入から15年で形骸化が目立ち始めたためだ。海外子会社などの事業を対象に含めるよう促し、潜在的なリスクをあぶり出す狙い。形式的になっていた訂正報告書にも経緯や理由を記載するよう義務付け、責任意識を醸成する。

金融庁は今春にも内部統制に関する実務上のガイドラインの改正版を公表する。その後、関係する内閣府令も改正する見通し。24年4月1日以降に始まる事業年度から新基準の適用が始まり、企業は早ければ25年6月頃から新基準で報告書の提出が必要になる。報告書の提出が義務付けられている上場企業約4000社が対象になる。08年の制度導入以来、実務に影響の大きい見直しは初めて。

新基準では、経営者に粉飾や虚偽報告につながるリスクの高い領域をきちんと選定し、長期間、調査外としてきた海外子会社などもチェックするよう促す。例示されている売上高など金額面の指標を形式的に使い、潜在的にある大きなリスクを過小評価している企業が多いことが背景にある。

一方、日本の内部統制報告書は財務情報に影響を及ぼす範囲に限っており、それ以外の不祥事に目配りしなくなりやすい。不祥事の温床が非財務情報にある可能性もあり、対象範囲を広げるかが課題の一つだ。けん制機能が働かない社長自身が不当な目的で内部統制を無視した場合の罰則強化も論点だ。今は虚偽記載であれば刑事罰の対象になるが、内部統制報告書で摘発した例はゼロ。今回の議論でもこれは見送られ、規律づくりに残した課題は多い。

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局へ2020年5月26日に提出した2021年2月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2021年2月期の年度監査において、ソフトウェア仮勘定に計上されているプロジェクトの中に研究開発費として計上すべきものがあるとの指摘を監査法人から受け、当該指摘を踏まえて、当社にて会計処理を再検討した結果、当該事象については修正をする必要があることが判明いたしました。これは、ソフトウェアの計上プロセスにおいて、自社利用のソフトウェアの資産計上時は、収益獲得ないし費用削減が確実であることを示す証憑に基づいて計上の要否を検討しているが、資産性判定において、新規性概念を軸に判断をすることが不十分であり、管理部門におけるその証憑の検討及び承認手続の整備及び運用も不十分であったため、当連結会計年度のソフトウェア仮勘定及び研究開発費について重要な修正を行うことになったと認識しております。これらは財務報告に重要な影響を及ぼすものとして、**開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。**

#### 2. 当連結会計年度末日までに是正できなかった理由

**上記事実関係は、当連結会計年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。**

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正いたします。具体的には、今後は資産性判定の判断において「事業の新規性」を従前以上に重要視することとし、グループ管理本部においては、ソフトウェアの計上プロセスについて、「事業の新規性」も含めたそれらの証憑の内容の検討及び承認手続に係る新たな業務フローの整備を行います。なお、5月26日の内部統制報告書提出日現在で整備は完了しております。

#### 4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

**上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に反映しており、当事業年度の財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。**

#### 5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見無限定適正意見であります。

上

## **KADOKAWA、根底に忖度体質 五輪汚職、検証委が報告書 元会長らの責任認定 ガバナンス強化を提言**

日経新聞2023.1.24

KADOKAWAは23日、東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件について、外部の弁護士らで構成するガバナンス検証委員会(委員長・中村直人弁護士)による調査報告書を公表した。報告書は「贈賄罪に該当する可能性が高い行為があった」と指摘し、元会長の角川歴彦被告らの責任を認定した。角川元会長ら「上席者の意向への過度の忖度(そんたく)とそれを醸成する企業風土があった」と分析。「**内部統制上の不備**」があったと断じた。

### 五輪汚職を招いた原因

過度な忖度	角川氏が実質的に役員人事などに関与。逆らえば人事的に不利益になるとの意識が浸透
	角川氏の意向をくんだ「会長案件」が存在
	会長はグループ内において雲の上の存在だった
企業風土	法令順守意識が希薄
	会長がやりたいことを実現していきましょうという風土
組織構造	取締役会による会長への監督機能が欠如
	設置根拠が規定されていない「専務会」が意思決定を担う
	知財法務部の地位が高くない

## 形骸化の弊害は何か ある内部監査室長の発言より

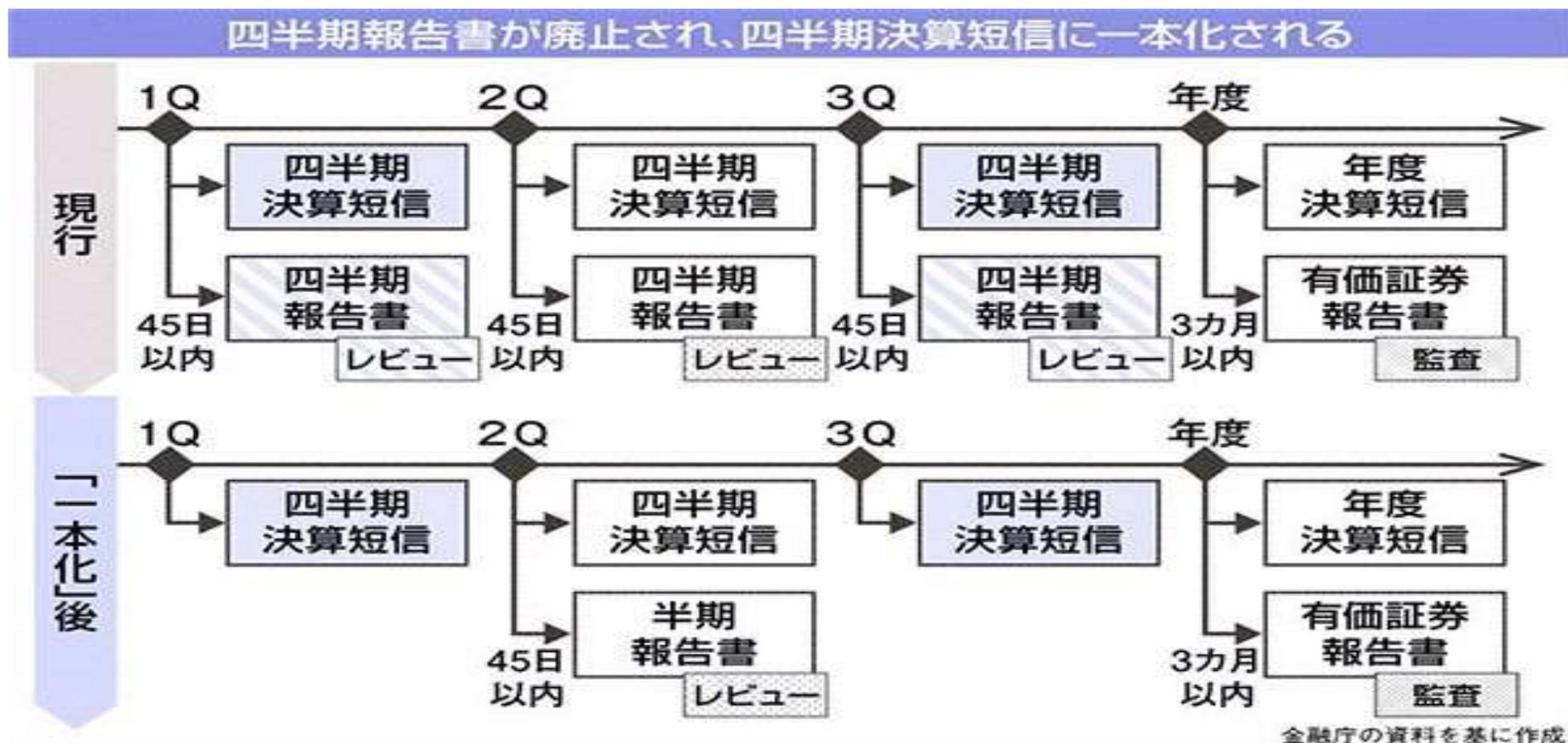
① 不合理なルールを守り続けることで、本質を考える習慣が阻害される。

「こういうものだから」「言われた通りやっておけばいい」

② 体裁だけを整える行為を放置することで、ルールを軽視する風土を生みかねない。

「どうせ誰も見ていないから」「やったふりをしておけば大丈夫」

## 6 四半期開示制度の改定動向



## ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年12月)の考え方

方向性	当面:第1四半期及び第3四半期について「四半期決算短信」を義務づける 今後:任意化について継続的に検討する
開示内容	四半期決算短信をベースに投資家の要望が強い事項を追加する方向で検討する
保証	監査人によるレビューについては、任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務づける
虚偽表示	虚偽記載については、取引所のエンフォースメントをより適切に実施する
第2四半期報告書	半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度+監査人のレビューとし、提出期限は決算後45日以内とする

→ これを受けて、金融商品取引法上の四半期開示義務(第1・第3四半期)の廃止に向けた金融商品取引法の改正を予定している